

# 久留米市

〔発行日〕平成28年8月1日



久留米市イメージキャラクター

# 農業委員会だより

## 第2号

発行：久留米市農業委員会 TEL：0942-30-9236 e-mail：noui@city.kurume.fukuoka.jp



### 主な内容

- 農業委員会が変わります
- 遊休農地は困りもの
- キーワード「認定農業者」
- 農業委員会の活動紹介
- 新規就農者の紹介
- 利用権設定の受付



▲ 田主丸町竹野の遊休農地を再生した新規就農者による米づくり（『新規就農者の紹介』記事をご覧ください）

### 農業委員会の活動紹介



▲ 農業委員による現地調査の様子

農地の売買や貸し借り、または農地を農地以外の用途に変更（転用）する場合には、許可が必要です。当委員会では毎月申請を受け付け、現地調査を行い、審査しています。審査の後、毎月10日前後に総会を開催し、許可申請について審議を行っています。

### キーワード「認定農業者」って？



#### お答えします

認定農業者とは、効率的で安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が国内の農業生産の相当部分を担うようにと設けられた制度で、「農業経営改善計画」を市から認定された農業者のことを言います。

認定を受けるためには、いくつかの条件があり、認定されると様々な支援を受けることができます。

1. 5年後の農業所得が一定の目標金額を上まわる計画
2. 経営規模の拡大、生産方式や経営管理の合理化など、農業経営の改善目標と具体的な取組みが記載された計画
3. 家族経営の場合は、家族経営協定を締結するなど、年齢、性別問わず、農業者一人ひとりの力が発揮される計画などの内容である必要があります。

「農業経営改善計画」の作成  
農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組み内容を記載

認定の条件

市へ申請

市が認定

認定農業者



経営所得安定のための※交付金のほか、融資や税制、農業者年金などの面での支援を受けることができます。

※交付金の例：経営所得安定対策として、麦・大豆等のコスト割れを補填する「生産条件不利補正交付金」など



詳しくは、久留米市 農政課までお尋ねください。  
☎ 0942-30-9163

### 新規就農者をご紹介します！

田主丸町 竹野 堀 浩一さん



お父様の体調不良をきっかけに、平成24年から本格的に農業を始められた堀さん。

遊休農地を積極的に借り入れて、自ら再生し、「ひのひかり」や「夢つくし」など、多くの品種の米作りに励んでおられます。

また、7種類の米をそれぞれ試食してもらって販売するなど、精力的に新しい取り組みも行っているようです。

「地域の方々に支えてもらったから頑張ってきた」と堀さん。将来的には、地元野菜を使ったレストランを開き、近所の方々に気軽に集まってもらいたいという夢を語っていらっしゃいました。

### 【利用権設定】 農地の貸し借りを 受け付けます

農業委員会では、8月1日（月）から8月31日（水）まで農地の貸し借りの申出を受け付けています。希望される方は、申出書を貸し借り手の連名で作成し、農業委員会事務局（市役所15階）または、各総合支所 農業委員会事務局（産業振興課内）へ提出してください。

申出書は、同事務局（事務所）に準備しています。なお、今回お申込み分は平成28年11月26日（土）からの貸借契約になります。

#### 【編集後記】

農業委員会だより第2号を広報部員8名と事務局で分りやすい内容を目指して編集しました。

農業委員会制度が変わり、私達委員も勉強して、皆様のお役に立てるよう努力していきたいと考えております。

また、お困りごとや課題などを、皆様と共に解決していきたいと思っておりますので、何かありましたら地元の農業委員にご相談ください。

農業委員会広報部会

大きな被害をもたらした、「熊本地震」の被災地に向け、久留米市農業委員全員から全国農業会議所を通じて、義援金50万円を寄付させて頂きました。被災地の一刻も早い復興をお祈りいたします。

# 農業委員会が変わります

農業委員会の組織及び運営等を規定する「農業委員会法等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日に施行されました。今回の改正では、農業委員会の役割や、農業委員の選出方法、組織構成等が大きく変わります。

## ① 農地等の利用の最適化を推進します

農業委員会の重点業務として、農地等の利用の最適化を推進することが明確化されました。

**農地等の利用の最適化とは！**

- 担い手農家への農地利用の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入の促進

**農業委員会の主な業務**

- 農地法等による法令業務（転用許可など）
- 農地等の利用の最適化の推進

今回の改正で新たに重点業務として位置付けられました！

## ② 農業委員の構成と選出方法が変わります

これまでの選挙制と農業団体や議会等の推薦による市長の選任制から、市議会の同意を要件とする市長の任命制へと変わります。

**農業委員の構成**

過半数は、認定農業者

農業者以外の中立・公正な判断をすることができる者が1人以上

年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮

**農業委員の選出方法**

- 市長は、推薦・募集を実施
- 市長は、推薦・募集の情報を整理し、公表
- 市長は、推薦・募集の結果を尊重して選任議案を作成
- 市議会が同意
- 市長が任命

## ③ 農地利用最適化推進委員が新設されます

農業委員とは別に、担当地域で農地等の利用の最適化推進のための活動を行う農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）を新設します。

**推進委員の選出方法**

- 農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・募集を実施
- 農業委員会は、推薦・募集の情報を整理し、公表
- 農業委員会は、推薦・募集の結果を尊重して選任
- 農業委員会が委嘱

**④ 農業委員と推進委員が連携して活動します**

農業委員会が、農地等の利用の最適化の推進の成果をあげるため、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていきます。



# 遊休農地は困りもの

遊休農地には、雑草や雑木が茂り、病害虫や有害鳥獣が集まったり、排水路の管理に支障が出るなど、周辺で耕作をしている農業者の方に迷惑をかけるだけでなく、景観の悪化、ごみの不法投棄、農地の持つ災害防止機能の低下など、生活環境の悪化にもつながります。

**農業委員会にご相談ください**

農地の売り買いって面倒だし、相手と変なトラブルになってイヤだなあ

後継者がいないんだ

先祖代々の土地だし、売ってしまうのはチョットね

ちゃんと耕作しないと、固定資産税が高くなるって聞いたんだけど…

一度貸しちゃうと返ってこないんじゃないの？

頑張って、農業の規模を大きくしようと思うんだけど、良い農地はないかな

農地が遊休化するのにも、色々な理由や事情があります。でも、一旦遊休農地になってしまうと、その後の利活用にも不利になってしまうこともあります。そうなる前に、ご相談ください。一緒に解決策を考えます。

## 農地の遊休化を防ぐための取組み

自分で農地を管理することが難しい人には、次のような支援策があります。

### 利用権設定

利用権設定は、農地の貸し借りをを行う制度です。所有者は、農地を貸しても契約期間が過ぎれば確実に農地が返還されるので、安心です。年に2回（1月と8月）受け付けています。

※ 貸し借りできる農地は、市街化区域外の農地です。

### 農地売買等事業

農地売買等事業は、福岡県農業振興推進機構が農用地を買入れて、営農意欲の高い農家へ売り渡す制度です。買い手に一定の要件がありますが、売り手には税控除などの優遇措置があります。

### 農地銀行

利用権設定や農地売買等事業の利用をお考えの際は、農地銀行をご利用ください。出し手（貸したい・売りたい）と受け手（借りたい・買いたい）のあっせんを行います。また、農地の情報をホームページ上で紹介し、農地の貸借や買い手を探すこともできます。

※ 登録できる農地は、市街化区域外の農地です。

### 遊休農地の把握と対策

遊休農地解消のための取組みを行っています。

### 農地パトロール

農業委員会では、年間を通じて農地パトロールを実施し、遊休農地の把握や、遊休農地の管理者への指導を行っています。

特に、7月・8月を農地パトロールの強化月間として、農業委員会や市、関係団体が地域を巡回し、利用状況について調査を行っています。

### 利用意向調査

農地パトロール等の実施に基づいて、遊休農地と思われる農地の所有者等には、今後の利用についての意向をお尋ねしています。

## 遊休農地は、税金が高くなるぞ！

平成27年度の利用意向調査で、「自ら買い手・借り手を探す」や「自ら耕作」と回答された人、あるいは未回答の人で、今年の農地パトロールにおいて遊休状態が解消されない場合、地方税法の改正により、来年度以降の固定資産税が高くなる可能性があります。

平成27年8月頃 調査時に遊休状態

平成27年度 利用意向調査

- 農地中間管理事業を利用する
- 自ら買い手・借り手を探す
- 自ら耕作する
- その他

未回答

平成28年7～8月頃 調査時に遊休状態

農地中間管理機構と貸し付けのための協議をする旨の勧告

課税強化！ 固定資産税約1.8倍

遊休化した農地

## 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携

**農業委員の主な役割**

農業委員は、権利移動の許可、農用地利用集積の決定、転用許可に当たっての意見具申など、最終的な意思決定を行います。

推進委員と連携し、農地等の利用の最適化を推進します。

**推進委員の主な役割**

推進委員は、担当区域において、担い手の農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消など、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。

改正法は、平成28年4月から施行されましたが、当市の農業委員の任期は、平成29年7月19日までとなっているため、現在、平成29年7月20日からの新制度移行の準備を進めています。

新しい農業委員及び新設される推進委員の定数や、公募の方法・時期等については、市条例改正後、市のホームページ等でお知らせします。